

# 鹿嶋市長寿祝い膳食事券取扱要項

## 1 目的

鹿嶋市が行う「鹿嶋市長寿祝い膳事業」において、鹿嶋市が配布する鹿嶋市長寿祝い膳食事券（以下「食事券」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

## 2 食事券の概要

- (1) 名称 鹿嶋市長寿祝い膳食事券
- (2) 発行者 鹿嶋市
- (3) 性質 77歳以上の高齢者の長寿を祝うとともに、市内での飲食を促すための食事券。
- (4) 取扱事業者 市に登録した特定飲食事業者（以下「事業者」という。）
- (5) 利用対象 事業者が提供する食事（デリバリー・テイクアウト含む。）の会計引換券
- (6) 配布相当予定額 18,492,000円（2,000円相当×9,246人）
- (7) 利用単位 1人あたり500円割引券を4枚綴りで計2,000円分
- (8) 利用期間 令和4年8月～令和5年2月28日（火）
- (9) 配布対象 昭和21年4月1日以前に出生し、かつ、当該年度の7月1日現在で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民票に記載されている者

## 3 食事券の取扱い

- (1) 利用者は、事業者が提供する食事（デリバリー・テイクアウトを含む。）の会計時に、食事券を事業者に提出することで代金を支払うことができる。
- (2) 事業者は、使用された食事券を受け取り保管するものとする。
- (3) 食事券は、2(8)に規定する期間中のみ使用できるものとし、期間を過ぎた場合は使用できない。

## 4 事業者による食事券の換金

- (1) 事業者は、使用された食事券を鹿嶋市介護長寿課に提出し、提出した金額分と換金することができる。
- (2) 事業者は換金を申請する場合は、別紙「鹿嶋市長寿祝い膳事業交付請求書」に必要事項を記入し、使用された食事券を添付の上、鹿嶋市介護長寿課に提出する。
- (3) 支払いは、交付請求書に指定された受取口座に鹿嶋市から振り込まれる。

## 5 留意事項

- (1) 事業者は、本要項を熟読の上、適正に食事券を取り扱うとともに、利用者に対して適

切に説明を行えるようにすること。

- (2) 食事券は、紛失した場合や盗難にあった場合の再発行はできない。  
また、使用済みの食事券についても、紛失した場合や盗難にあった場合は換金することができない。
- (3) 食事券の転売、使用済み食事券の再使用は禁止する。
- (4) 本要項に記載されていない事項及び不明な点は、鹿嶋市介護長寿課まで問い合わせること。

## 6 問合せ先

鹿嶋市健康福祉部介護長寿課

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1 鹿嶋市役所 1 階 窓口 12 番

TEL : 0299-82-2911 (内線 341・348) FAX : 0299-77-7865